

# さばえIT塾規約

## 第1条 名称

本会は『さばえIT塾』と称する。

## 第2条 目的

本会は、会員事業所ホームページのレベルアップと、ITを通して会員事業所が更なる飛躍をすることを目的とする。

## 第3条 事業内容

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- ・ 勉強会の実施
- ・ 情報交換
- ・ 共同事業の実施
- ・ その他

## 第4条 会員（会員事業所）の資格

鯖江商工会議所に所属する会員事業所で、ビジネス目的のホームページを持ち、各事業所がホームページ更新を出来るだけの知識を有することとする。尚、会員については事業所内から複数人の登録と事業参加を認める。但し、ホームページ作成・更新に関する知識を持たない方でも、本会に入会后、意欲的かつ積極的に勉強しようとする方の入会は拒まない事とする。

## 第5条 会費

会員（会員事業所）は、次の会費を納入することとする。

- 1) 会費は、さばえIT塾会則の定める事とし、年度初めに納付することとする。また、講師例会、共同事業の開催時に特別に実費を徴収する事が出来る。
- 2) 年度途中にて、脱会しても、既納会費は返納しない。

## 第6条 役員

- 1) 本会は、次の役員を置く。

代表	1名
副代表	3名以内
会計	1名
運営委員	5名以内

- 2) 代表は会務を総理し、副代表は代表を補佐し、会計は本会の会計を処理する。
- 3) 会計は、事務局が兼務することが出来る。
- 4) 運営委員は、代表、副代表を補佐し、会務を処理する。
- 5) 上記以外の場合は、代表を1名に決せず複数名で共同代表として会務を総理する。この場合は共同代表が副代表、運営委員も兼務する。
- 6) 役員任期は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとし、再選は妨げない。

## 第7条 役員を選出

- 1) 役員は、4月に召集する定期総会において決定する。
- 2) 代表は、立候補をもって選任する。立候補が無き場合は、役員会にて選任する。
- 3) 代表は、副代表以下の役員を指名する。

## 第8条 部会の設置

- 1) 本会は、より専門性を追求するため、部会を設置する事が出来る。
- 2) 部会設置は、役員会にて決する。
- 3) 部会長は、代表が指名し、役員を兼務する。
- 4) 部会に部会長1名、副部会長1名を置き、副部会長は、部会長が指名する。
- 5) 部会の運営は、役員会及び、総会にて報告する。

## 第9条 総会

- 1) 本会は、毎年4月に定期総会を開催する。
- 2) 総会は、委任状を含む、会員の過半数の出席をもって成立し、その決議は、出席会員の過半数で決するものとし、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 3) 総会は、次の事項を決する。
  - 役員を選任並びに解任
  - 規約の改正
  - 事業報告及び、収支決算の承認
  - 事業計画の審議
  - 本会の解散
  - その他特に重要な事項
- 4) 総会の議長は、代表が指名する。

## 第10条 役員会

- 1) 役員会は、本会の運営について、審議する。
- 2) 役員会は、代表が必要と認めた時、又は役員3名以上の要求がある時に代表がこれを召集する。役員会の定足数は、役員数の2分の1とし、議決は出席役員の過半数をもって決する。

## 第11条 例会

本会は、必要に応じて例会を行なう。

## 第12条 退会勧告について

次の項目に当てはまる場合、本会は役員会の上を承を得て、該当会員事業所もしくは該当会員に退会を勧告することが出来る。

会費等の納入が滞った場合。

会員事業所としての条件、会員の条件を満たさなくなった場合。

その他、本会の運営に支障のあった場合。

## 第13条 事務局所在地

本会の事務局を、鯖江商工会議所内に置く。事務は商工会議所に委託し、事務局に関して、必要な事項は役員会にて定める。

#### 第14条 その他の事項

- 1) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2) 本規約は、平成15年4月1日より適用する。

附 則 平成17年4月改正(第3条、4条、11条)

平成18年4月改正(第4条)

平成23年4月改正(第6条)

平成24年4月改正(会則 第1条)

## さばえIT塾会則

#### 第1条 (会費)

規約第5条に定める会費(会員事業所)は次の通りとする。

年会費 5,000円/事業所(平成24年度)

納期 毎年5月末日までに納入

新入会員は、役員会で入会承認後、1カ月以内に納入する。

年度途中入会者の会費は、月割り(月500円)とし、

上限を5,000円とする。

また、年会費額は単年度ごとに協議検討する。

#### 第2条 (入会)

入会希望者は、所定の入会申込み書を、事務局に提出すること。

役員会では、入会申込書に則り、入会希望者の入会について協議する。

新入会員は、会費の入金を以って入会とする。

#### 第3条 (役員選出方法)

立候補の受付は、定期総会の3カ月前に実施する。

立候補者が複数の場合は、役員会は選挙管理委員会を発足し定期総会の2カ月前までに投票を実施する。

立候補者が1名の場合は、投票を行わず、次年度代表予定者とし、役員会の承認を得て、総会に決議する。

立候補者が無き場合は、定期総会の2カ月前の役員会において選考し、総会にて決議する。

#### 第4条 (会員登録)

各会員事業所の申し出により、事業所内で積極的な参加意志のある者を会員名簿に会員として登録し、当会の各事業に参加してもらう。

ただし、1年間を通して参加実績の認められなかった場合には、会員本人の意志確認後に役員会の判断にて登録会員から抹消する。